

平成 29 年度事業所等財務定期監査の指摘に基づき講じた措置等  
 (監査対象：こども家庭局, 教育委員会)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 意見</p> <p>(2) 準公費の取扱いについて</p> <p>準公費については神戸市立学校園準公費会計事務の手引に基づき取り扱っているが、手引は主に日々の現金の取扱いを定めており、決算報告に係る会計処理に関する基準は定められていない。</p> <p>先に指摘した雲雀丘中学校の事例では、未払金を計上したりしなかったりして、報告書と預金残高が一致しなかったが、必ず一致しないといけないのか、一致せずとも関係がわかる計算過程を示してあれば足りるのか明確ではなかった。</p> <p>準公費の決算に係る説明責任を果たすため、準公費の決算及び保護者への決算報告について、手引等に処理基準を示すことなどを検討されたい。</p> <p>(学校経営支援課)</p>	<p>平成31年度に改定した神戸市立学校園準公費会計事務の手引の中で、会計点検チェックリストの義務化や決算見込での報告など一定の処理基準を示した。</p> <p>(学校経営支援課)</p>	<p>措置済</p>